

福島・荒田目条里遺跡

荒田目

磐城郡磐城郷に属する地域である。磐城郡衙に比定される根岸遺跡は、荒田目条里遺跡の南東方向約一・五kmの所に位置する。また北西方向約三〇〇mの位置には、延喜式内社の大国魂神社が所在し、「大同元」銘の付札木簡と綠釉陶器が

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
荒田目条里遺跡は、平市街地の東方約4km、夏井川下流の右岸に位置する。太平洋の海岸線より西へ約3kmのところにあり、陸奥国

多量に出土した小茶円遺跡（本誌第一四・一五号）は、本遺跡の北側に隣接する。今回の調査地点は、常磐バイパス施設工事に伴つて発掘調査が行なわれ、付札木簡や多量の木製品・土製品の祭祀遺物を検出した古代河川跡（本誌第一三号）の西側隣接地帯であり、河川跡の上流部にあたる。この地域には、海退過程に形成された浜堤が数列確認されており、現在の海岸線が形成されたのは、今から約一八〇〇年前とされている。遺跡は第一浜堤（最内陸部）の東側裾部に立地し、低湿地との境に位置する。現況は、畠地と水田で、標高は四・〇m前後を測る。

今回の調査は、工場造成に伴う発掘調査である。調査面積は、東

西約六〇m、南北約三〇mにわたる一八〇〇m²である。

調査の結果、古墳時代前期の竪穴住居跡一棟、古代河川を含む溝跡八条、古代～近世の土坑等一八基が検出されている。

遺物の出土量は、整理用コンテナ約二〇〇箱である。出土遺物の九九%は、五世紀中葉から一〇世紀後葉に比定される河川跡からの出土である。この河川跡は、調査範囲の北側部にほぼ東西に走るかたちで確認された。幅は、北側の岸が調査範囲内では確認されていないが、一〇m以上にわたる可能性がある。深さは、確認面より二・五m～一・〇mである。遺物の内訳は、墨書土器一八〇点を含む土師器・須恵器が大半を占め、このほか剣形・鏡形の滑石製模造品・碧玉製管玉・手捏土器・土玉・土馬・舟形・異形の土製品・紡

鍾車・手斧・鉈・刀子・鎌・やすり・馬具などの金属製品、木簡、絵馬、人形・馬形・刀形・弓形・矢形・舟形、陰物・陽物、椀・皿・蓋・鉢・折敷・曲物・杵・砧・鍬・笊・刀子柄・手斧柄・下駄・櫛などの木製品、馬骨・ヒョウタン・クルミ・モモ・ウメ・シウビ・ヒシなどの自然遺体である。

遺跡の性格を示す遺物には、木簡や絵馬を含む多量の木製品のほかに、人面墨書き土器や墨書き土器、刻書き土器がある。人面墨書き土器は、口径一四・三cm、底径八・〇cm、高さ八・三cmの手捏による鉢で、体部に髭面の顔と墨書きが見られる。墨書き土器や刻書き土器の中で判読できるものに「磐城□／磐城郷／文部手子麿／召代」（人面墨書き土器）「多臣永野麿身代」「正八」「赤井」「田島」「山寺」「柏井」「大舎」「子成」「子」「東」「中」「田」などがある。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「郡符、里刀自、手古丸、黒成、宮沢、安継家、貞馬、天地、子福積、奥成、得内、宮公、吉惟、勝法、圓隱、百濟部於用丸、真人丸、奥丸、福丸、蘿日丸、勝野、勝宗、貞継、淨人部於日丸、淨野、舍人丸、佐里丸、淨継、丸子部福継、「不」足小家、壬部福成女、於保五百継、子槐本家、太青女、真名足、「不」子於足、『合卅四人』
- 右田人為以今月三日上面職田令殖可□發如件

・「大領於保臣 奉宣別為如任件 □宣カ」
以五月一日

「郡符 立屋津長伴マ福麿 可□召
右為客料充遣召如件長宜承×

〔□――――〕

(230)×42×3 019*

・「返抄檢納公廨米陸升正料四升卅七石六斗□ □□□
右件米檢納如件仍返抄
〔丈部カ〕
〔内カ〕

調度一升卅七石六斗

(273)×35×10 033

・「□」 仁寿三年十月□日米長□□□□
〔内カ〕

(131)×26×6 081

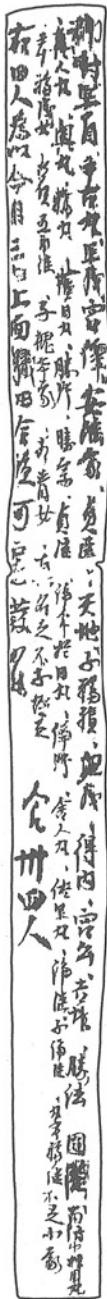
・□□□請給□□
〔内カ〕

(273)×35×10 033

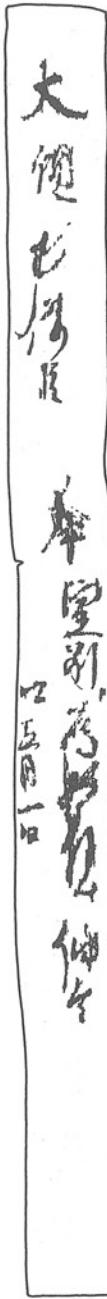
・「謹言上請□并矢十五□
〔内カ〕

・「□□□九月五日□

(219)×37×8 019

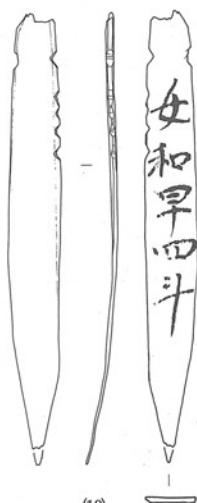


(1)



却箭 乘崖降雲作捷書 可省

(2) 表



(18)



(3)



(10)

(20)	・「▽□□安追□」 〔有カ〕〔料カ〕	177×22×5 033
(21)	・▽□□二十月	
(22)	・▽地藏子一斛	
(23)	・▽五月廿三日門口介	(109)×22×3 033
(24)	・○□□□子一□	
(25)	・○□□□□口記	
(26)	□正觀□□□	
(27)	「我 吾	
(28)	是是是 下□→□□ ・「□櫃」 ・「□□□□」 ・「□東舍」	(176)×23×4 019 (176)×23×7 019 (175)×31×4 081 (175)×15×5 081 146×30×4 011 (高14寸3) 底径116×口径168×高さ28 061

木簡は、前述の河川跡から二三地点出土している。このほか、木簡状木製品が五点ある。

(1)は、完形の郡符木簡である。短冊型であるが、刃物により二分割し、その一方をさらにへし折った後、廃棄したものである。内容は、郡司が「里刀自」に五月三日に郡司の職田の田植えのために、三六人の農民の召喚を命じたものである。三六人の名が記され、そのうち三四人の名の右肩に合点「」また「足小家」および「子於足」の左肩に「不」が記載される。したがって、「合卅四人」は、召喚当日の出欠を確認した後の記載と考えておきたい。裏面は、三行構成と判断され、施行文言と、大領の位署部分に「於保臣」とウジ名のみ記し、最終行に「五月一日」と記す。(2)は、下端が折損しているが、短冊型になると思われる木簡。郡司から「立屋津」の長である「伴マ福磨」に宛てた郡符木簡で、人の召換を命じたものである。墨痕はきわめて鮮明で、材質はモミ属である。(3)は、長方形の材の一端に左右から切込みを入れ、頭部の角を落して荷札状としているが、公廢米の返抄木簡で、裏面には、「仁寿三年十月□日」(八五三年)の年紀が見られる。材質はモミ属。(10)の表一行目の「一」と「一」の下の文字は「遍」の意であろうか。(18)は、付札木簡である。左辺上方にある四つの切り込みと量目「四斗」とを対応するところみなすならば、中国で存在が確認されているいわゆる“刻齒木簡”に類する我が国の用例の可能性を想定しうるかも知れない。

材質はカヤである。(28)の一文字目は○印の中に記号を書いたものであるうか。

このほか、文書木簡が(4)から(9)の六点、貢進物付札が(1)から(17)・(19)から(22)までの一一点、写経と思われる(23)や定規(24)・習書(25)などがある三點、内容不明八点などがある。いずれの木簡も遺跡の隆盛期である九世紀半ばから一〇世紀代の資料と考えられる。

なお、釈説や内容等については、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

9 関係文献

(財)いわき市教育文化事業団『荒田目条里遺跡 木簡は語る』(一
九九五年)

福島・矢玉遺跡

1 所在地 福島県会津若松市高野町大字界沢字村西
2 調査期間 一九九四年(平6)六月~一二月

3 発掘機関 会津若松市教育委員会
4 調査担当者 萩生田和郎・石本哲也

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 奈良・平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

矢玉遺跡は、福島県の西部、会津盆地の中心部からやや東寄りの平坦部、会津若松市の市街地から北西約6kmに位置している。会津

盆地の郡衙の最有力候補地とされる、河東町の郡山遺跡から南西に約2・5kmの位置にあり、遺跡の西を湯川が流れている。調査は、

県営圃場整備事業に伴い、川が流れていた。調査は、

一九九二年度から一九九四年度の三カ年にわたり実施した。

